



お知らせ

児童手当の現況届の提出

現在、児童手当を受給している方に「現況届」をお送りしますので、6月中旬に担当までご提出ください。

現況届を提出されない場合は、平成29年6月分(平成29年10月支払い分)以降の手当の支給が停止されます。また、そのまま2年が経過すると、時効となり受給権がなくなりますので、ご注意ください。

問合せ保健福祉課(保健福祉)3階32番
☎6308-9857

介護保険利用者負担限度額認定証等の更新

介護保険を利用して、介護保険施設などへの入所や短期入所をした場合の食費・居住費の負担軽減の認定証、および社会福祉法人などによる利用者負担軽減の確認証の有効期限は7月31日(月)です。更新を希望される方は、6月30日(金)までに申請を行ってください。

問合せ保健福祉課(介護保険)3階31番
☎6308-9859

教科書(見本)を展示します!

区役所1階で、小中学生の教科書(見本)を展示します。

展示期間6月5日(月)～7月4日(火)

展示時間区役所の開庁時間

展示場所区役所1階ロビー

ご注意区役所では教科書(見本)の展示のみで貸し出しは行っていません。

問合せ教育委員会事務局 ☎6208-9187
市民協働課(教育支援)4階41番
☎6308-9415

土のうステーションを設置しています!

浸水被害を防止するために、土のうを収容した「土のうステーション」を区内12か所の公園と区役所前に設置しています。



「土のうステーション」に収容している土のうは、区民の皆様が自由に使っていただけますので、緊急時にはぜひご活用ください。

<設置箇所>

三国本町公園、十八条中央公園、三国公園、新高公園、西町公園、木川西公園、十三東公園、野中南公園、田川中公園、塚南南公園、三津屋公園、加島今之町公園、淀川区役所

問合せ市民協働課(まちづくり)4階41番
☎6308-9743

※お住まいの近くに「土のうステーション」がない場合は、十三管路管理センター(☎6306-1734)までお問合せください。

犯罪被害者等支援のための総合相談窓口

大阪市では、犯罪被害者やその家族・遺族が被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活ができるようになっていただくため、「犯罪被害者等支援のための総合相談窓口」を設置しています。犯罪被害者等からの相談をお受けして、その方の状況に応じた大阪市の各種支援施策のご案内や関係機関のご紹介などを行っています。

時間9:00～17:30(土日・祝日・年末年始を除く)

場所市役所4階市民局人権企画課

問合せ市民局人権企画課
☎6208-7619

個人市・府民税の納税通知書を送付します

平成29年度の個人市・府民税の納税通知書を6月上旬に送付します。

なお、会社等にお勤めの方には、勤務先を通じて税額決定通知書をお送りし、毎月の給与から個人市・府民税が差し引きされます。

●納期限

第1期…平成29年6月30日(金)

第2期…平成29年8月31日(木)

第3期…平成29年10月31日(火)

第4期…平成30年1月31日(水)

●失業中の方等に対する減額・免除について

失業や大幅な所得減少の場合(自己都合退職、定年退職等を除く)で、前年中の所得金額が一定額以下であるなどの要件に該当し、市・府民税の納付が困難と認められる場合に限り、申請により減額・免除される場合があります。詳しくは、納税通知書同封のお知らせまたは大阪市ホームページ等をご覧ください。なお、申請には失業状態や当年中の所得見込金額を確認する書類、預貯金等金融資産の額を確認する書類などが必要です。

問合せ梅田市税事務所(個人市民税担当)
☎4797-2953

ヨドネル ニュース



アタシの待ち受け、使ってみよう。

「スマホに触りたくなくなる待ち受け公開中。」

平成29年度 国民健康保険料の決定通知書をお送りします。

平成29年度(平成29年4月から平成30年3月)国民健康保険料の決定通知書を、6月中旬に送付します。6月中旬に届かない場合はご連絡ください。なお、前年中所得が一定基準以下の世帯や、災害、退職、廃業等による所得の減少等で保険料を納めるのに困りの方は、保険料の軽減・減免ができる場合があります。詳しくは担当までお問合せください。

平成29年度の国民健康保険料は次の表により計算した金額が年間保険料となります。

問合せ窓口サービス課(保険年金)4階43番 ☎6308-9956

	平成29年度国民健康保険料(年額)		
	医療分保険料	後期高齢者支援金分保険料	介護分保険料※
平均割保険料(世帯あたり)	32,896円	11,421円	10,264円
均等割保険料(被保険者あたり)	被保険者数 ×20,583円	被保険者数 ×7,147円	介護保険第2号被保険者数 ×8,678円
所得割保険料	被保険者(介護分保険料は介護保険第2号被保険者)ごとに平成28年中総所得金額-33万円		
	8.18%	2.83%	2.82%
最高限度額	54万円	19万円	16万円

※介護分保険料は、被保険者の中に40歳～64歳の方(介護保険第2号被保険者)がおられる世帯のみにかかります。

日曜開庁のお知らせ 6月の日曜開庁 6月25日(日) 9:00～17:30

窓口サービス課 ☎6308-9963 / 転入・転出などの届出、戸籍謄抄本・住民票の写しなどの証明書発行など
☎6308-9956 / 住民異動に伴う国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療の各種申請・届出など